

審査認定の大まかな流れと費用について –JAMOTE認証サービス株式会社–

【申請にあたってのご注意】

ガイドライン適合事業所認定は、ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる事業所を審査し、認定する制度です。

よって申請できる事業所は、申請の手引き「4. 申請要件について」に示されている要件を満たしている事業所で、具体的には、ガイドライン研修を受講した方が中心となり、ガイドラインを用いて職業訓練サービスの質の向上に取り組んだ上で、その取り組み状況を内部監査で確認し、必要に応じて是正活動などを行った結果、自己診断表の自己診断の結果がすべて「◎」となっている事業所です。

【審査認定の大まかな流れ】

教育訓練機関側の業務内容	審査認定機関の業務	想定期間 ^{※1}
申請事業所新規登録 新規登録申請(Web) ID パスワードの登録	申請事業所の受付	—
申請書類の提出 申請費用の振込 申請書類の提出	申請書類の受付 申請書類の確認 担当審査員の決定 書類審査費用の請求・「ガイドライン適合事業所認定に関する合意書」の送付	1週間 ～2週間
書類審査 書類審査費用の振込 押印済み合意書の送付 (書類の再提出・追加提出を求められた際には対応。追加審査費用を別途納入する。)	書類審査実施 (不備がある場合は再提出・追加提出を要請し、再審査) ^{※2}	3週間
現地審査の準備 現地審査の日程調整	現地審査決定通知(日程の調整、現地審査費用の請求) 現地審査確認事項通知	2週間
現地審査 現地審査費用の振込 現地審査対応(事業所にて資料・エビデンスの提示、事業内容の説明、施設設備の紹介、講師ヒアリング対応) (不備が指摘された場合は、是正活動を行い、是正報告書を提出する。)	現地審査実施(2名×3.5h) 現地審査結果のとりまとめ 審査会議 (不備がある場合は、是正依頼書を作成	2週間 ～4週間

	し、是正審査を実施)	
	認証委員会での認定 審査結果報告書等の作成 認定／否認決定通知	—
認定登録(有効期間3年) 認定登録料の振込 認定証の受領	認定証発行 認定情報の公開、問合せ対応 データ保管(3年間)	—
< 合 計 >		11～14週

※1 提出された申請書類等の状況により想定期間よりも時間を要する場合があります。

※2 書類審査の結果、このままの状態では認定できない(現地審査へ進めない)と判断された場合、提出書類等の修正や追加書類の提出を求め、再度書類審査を行うことがあります。(その場合には、追加審査費用が発生します。)

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面での現地審査を実施すべきではないと考えられる場合など、現地審査に代えてリモート審査を実施する場合があります。(運営要領「7.5 リモート審査」を参照。リモート審査実施の場合には、「写真及びビデオ撮影の手順」に則った映像等の提出をお願いいたします。)

【審査認定の費用】

業務内容	単価(税込)
申請事業所新規登録	無料
申請書類の受付	55,000円
書類審査 (書類の再提出・追加提出を求められた際には、追加審査費用が別途必要となる。)	165,000円 (追加審査費用 11万円)
現地審査 現地審査の際には、審査員2名が現地に赴くため審査員の旅費が別途必要となる。	165,000円 + 現地審査旅費 (審査員2名分の実費)
認定登録(有効期間3年)	55,000円
< 合 計 >	440,000円 + 現地審査旅費(実費)

【申請費用の支払い及び審査費用等の請求支払いについて】

- ① 申請時に申請費用(税込 55,000)を振込み、申請書類に振込記録(写し)を添付していただきます。
- ② 書類審査に進む段階で、書類審査費用を請求させていただきます。なお、書類審査の結果、追加審査が必要となった場合には、別途、追加審査費用を請求させていただきます。
- ③ 現地審査決定通知とともに現地審査費用を請求させていただきます。(現地審査旅費につきましては、見積書をお送りした上で、現地審査終了後、請求させていただきます。旅費につき

ましては当社規定により算出いたします。)

- ④ 認定証発行時に、認定登録料を請求させていただきます。

上記の他、金融機関での振込手数料、資料送付費用等の通信費、合意書に貼付する収入印紙(1枚)代金をご負担ください。

<お振込先>

銀行名：三菱UFJ銀行

支店名：八重洲通支店

種別：普通預金 口座番号：0568205

口座名義：JAMOTE認証サービス株式会社

【審査中断に伴う費用の返却等】

- ・ 書類審査の結果、取組が不十分と判断されて現地審査に進めないという場合でも、書類審査費用等、お支払いいただいた費用は返却できません。
- ・ 現地審査の結果、実態と書類との間に乖離が見られるなど取組が不十分と判断されて認定できないという場合でも、現地審査費用等、お支払いいただいた費用は返却できません。

以上